

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 5

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.5

全北海道教職員組合

2019.10.28

労働者との合意なしに、一方的に 制度導入される手続き上の大問題

●憲法で保障された労働基本権を逸脱する重大な問題

安倍政権は、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を適用できるようにする法案を閣議決定し、今臨時国会での成立をめざしています。

その法案は、地方公務員法と労働基準法の「読み替え」により、労働者との合意なしに「1年単位の変形労働時間制」を導入させようとする、労働基本権を逸脱する重大な問題を持っています。



●そもそも地方公務員法で「1年単位の変形労働時間制」は適用外

地方公務員法では、「1年単位の変形労働時間制」は明確に除外されています。公務員の勤務の在り方が「繁忙期」と「閑散期」という考え方に馴染まないためです。それを、「公立学校の教員に対して適用できるよう、地方公務員法58条の読み替え規定を整備する」としています。

今国会で審議される法案は、地方公務員法で明確に除外されている制度を「読み替え」によって教員にのみ適用させようというものです。

●労働基準法では「労使協定」締結が必須とされている

労働基準法は、週40時間1日8時間労働という原則を逸脱する「1年単位の変形労働時間制」導入にあたって、労使協定の締結が必須であるとしています。

法案では、労使間の合意が必須とされている制度を、「勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える」として、労働者との合意なしに条例によって定めようとしています。

●働くもののいのちと健康を守る観点からも許さない

これだけ重大な勤務の在り方の変更について、法律の「読み替え」によって制度を導入できるようにするという事は、働くもののいのちと健康を守る観点からも、許されるものではありません。手続き上の妥当性や運用上の問題を誰が、どうチェックするのか、できるのかといった点でも、懸念があります。

右のQRコードから、あなたの声をお寄せください。

